|  |
| --- |
| 第１回　横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会　会議録 |
| 開催日時 | 令和６年５月24日（金）　９時00分～11時30分 |
| 開催場所 | 横浜市泉区役所　４ＡＢ会議室 |
| 出 席 者(50音順) | 柴田委員、金子委員、清水委員、石井委員、長谷委員（計５名） |
| 欠 席 者 | なし |
| 開催形態 | 一部非公開（議事３以降）（傍聴者０人） |
| 議　　題 | １　委員長及び委員長職務代理者の選出について２　委員会の公開・非公開について３　公募及び選定スケジュールについて４　公募要項について５　仕様書について６　特記仕様書について７　応募関係書類について８　評価基準項目について９　審査について10 次回選定委員会の日程について |
| 決定事項 | １　委員長及び委員長職務代理者の選出について　「横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき、委員長に柴田委員、委員長職務代理者に石井委員が選出された。 ２　委員会の公開・非公開について　　第１回選定委員会は議題１、２までを公開とし、公募の公平性を担保することなどから、議題３以降は非公開とした。第２回選定委員会については、応募団体のプレゼンテーション、質疑応答及び審査を一括して非公開とした。３　公募及び選定スケジュールについて　　原案のとおり承認された。４　公募要項について　　原案のとおり承認された。５　仕様書について原案のとおり承認された。６　特記仕様書について原案のとおり承認された。７　応募関係書類について原案のとおり承認された。８　評価基準項目について　　状況・実績欄の点数表記について誤りがあったため、修正のうえ承認された。９　審査について　　原案のとおり承認された。10　次回選定委員会の日程について　　　議題３で承認されたとおり、令和６年７月29日（月）、８月２日（金）に開催することとした。 |
| 審議内容 | ２　委員会の公開・非公開について（委員） 他団体のプレゼンテーションを見ることで、公平性が阻害される可能性があるため、非公開が良いと思う。３　公募及び選定スケジュールについて（委員） 公募開始から応募団体説明会までの期間が短いのではないか。 応募を予定している団体が説明会に参加できない可能性があると思う。（事務局） そういった可能性を踏まえ、今回は説明会参加を応募必須要件　　　　　　 とせず、説明会に参加しなくとも応募できることとした。４　公募要項について（委員） 資格要件について、横浜市の団体に限るのか。税の納付状況を確認することが出来ない他都市の団体はどうするのか。（事務局） 他都市の団体も申込できるが、横浜市税以外の納付状況は調査できない。（委員） 指定管理料（人件費や管理料等）について基準はあるのか。（事務局） 今年度の指定管理料を基準としている。５　仕様書について（委員） 今後、成立が予定されている「こども性暴力防止法案」について地区センターが対象となった場合どのように適用されるのか。（事務局） その年毎に内容を反映させた協定書や確認書等を結び、順次対応していく。（委員） 指定管理者が事業の一部を再委託する際、個人情報保護法やこども性暴力防止法案について、どのように対応するか選定の段階で確認できるか。（事務局） 提出書類や面接審査にて確認ができる。（委員） ＬＥＤ化するにあたって削減される光熱費の額が、指定管理料　　　　　　 から減額されるという説明があったが、指定管理者の負担を考えると本当にその額面光熱費が減るのか気がかりである。（委員） 指定管理者が負うリスク面への対応はどうしているのか。（事務局） コロナ禍の際は、大幅な収入減が発生したため、指定管理料の　　　　　　 補填を行った。また、近年では電気料金の高騰が発生した際も補填を行うなど社会情勢や事象を鑑み、対応をしている。（委員） 障害者の雇用促進を謳っているが、施設のハード面は見直され　　　　　　 ているのか。（事務局） 古い施設が多いため、対応できていない箇所も多いが、多目的トイレやエレベーター等、少しずつ設置や改修を進めている。（委員） 障害者雇用促進のためであってもハード面を整えるための修繕は60万円以内であれば指定管理者が負担しなければならないのか。（事務局） 60万円以内であれば指定管理者への負担をお願いすることになる。（委員） 条件面を理由に誰からの応募もない可能性も考えられる。その場合は、どうなるのか。（事務局） 応募が全くない場合は、施設所管局（市民局）と相談しつつ対応していく。（委員） 新規団体の参入しやすさを考え、施設ごとの応募時期をずらすことは検討しないのか。（事務局） 本市全体と比べても、指定管理者の応募時期が集中している訳ではない。また、５年間という指定管理期間を短くすることは書類作成等、団体の負担があるため懸念がある。６　特記仕様書について（委員） 施設の利用料金は指定管理者に裁量があるのか。（事務局） 条例にて上限額が定められており、その範囲であれば指定管理者が市長の承認を得て変更することができる。（委員） 利用料金の減免について横浜市とその都度協議しているのか。（事務局） １件ごとに協議を行うことはなく、市の基準は示したうえで最終的には指定管理者の判断となる。７　応募関係書類について（委員） 収入と支出の差額で、指定管理料より少ない金額にて運営ができた場合はどうなるのか。（事務局） 事業努力として団体の利益になる。（委員） 障害者雇用について雇用助成金対象になるのか。（事務局） 指定管理料の加算等はないが、評価基準の加点項目としている。８　評価基準項目について（委員） 今回から追加された地域コーディネート機能の取組について、評価項目はあるのか。また、この取組内容について相互交流の促進という評価項目についても加点できるのか。（事務局） 地域コーディネート機能の取組は評価基準項目（４－４）として設けている。資料やプレゼン内容をお聞きしたうえで、相互交流の促進（６－１）についても効果が認められると判断された場合は、この項目も評価いただくことは可能。（委員） 自主事業について、住民の参画しやすさ（利用料金安）と取組内容の質の高さ（利用料金高）について事務局はどのように考えるのか。（事務局） 地域性やニーズを踏まえたうえでの金額設定及び取組内容のバランスが必要かと考える。（委員） 地域のニーズをどのように捉えるのか、アンテナの張り方をプレゼンで審査することも重要だと思う。９　審査について（委員） 応募団体が市内中小企業であった場合の加点が少ないのではないか。（事務局） 加減点項目については、全市基準で全体から占める割合が定められているため、この点数がほぼ上限の加点となる。 |
| 資料・特記事項 | １　資料( (1) 横浜市泉区地区センター指定管理者公募要項（６施設共通）（案）( (2) 横浜市泉区地区センター指定管理者選定の評価基準項目（６施設共通）（案）( (3) 横浜市泉区地区センター指定管理業務 仕様書（６施設共通）（案）( (4) 横浜市泉区地区センター指定管理業務 特記仕様書（施設概要及び業務基準）（案）（※６施設分あり）( (5) 応募関係書類（案）( (6) 横浜市泉区地区センター指定管理者選定に係る今後のスケジュール(案) (7) 口座振替払依頼書（委員報酬振込用）２ 特記事項次回は、７月29日（月）、８月２日(金)に開催します。 |